

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 4 日現在

機関番号：15401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009 ～ 2011

課題番号：21730088

研究課題名（和文）九州における実態調査と分析に基づく地方における資金調達のための法的提言

研究課題名（英文）Legal proposals for funding in provincial-based on survey and analysis in Kyushu district.

研究代表者

田村 耕一（TAMURA KOICHI）

広島大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：70315216

研究成果の概要（和文）：

地域金融機関の中小企業に対するビジネスモデルである地域密着型金融（リレーションシップ貸出）では、資産を引当てとするトランザクション貸出における担保像（換価処分目的）は妥当しない。具体的な譲渡担保の機能は、①在庫や債権管理の情報を一体的に共有するため、②取引や事業展開に積極的に関わる経営関与のため、③M&A や事業譲渡の際に事業の一体性を保全するためである。九州の金融機関へのアンケート調査においても、上記の傾向を確認することができた。今後、実態に応じた法的認識を行う必要がある。

研究成果の概要（英文）：

Collateral is not for realization in relationship banking (business model by regional financial institutions for small and medium enterprises). In relationship banking, creditor uses collateral to get information and manage debtor's credit and inventory, to participate in debtor's business and business policy actively, and to keep Unity of the debtor's business in case of transfer plan and M & A. This trend can be confirmed also in my survey.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	500,000	150,000	650,000
2010 年度	600,000	180,000	780,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法

1. 研究開始当初の背景

資金調達の手段として、都市部では資産の流動化・証券化の手法が一定の成果を上げ、景気回復へ一定の貢献があった。しかし、地方では、この手法は機能し得ていないように感じられた。さらに、リーマンショックによって証券化の問題点が明らかとなり、地方の経済回復の先行きはますます不透明であっ

た。

2. 研究の目的

地方において、融資の際に、どのような担保方法が用いられているのか、動産・債権譲渡登記は用いられているのか、種々の法制度のどの点に問題があると感じられているのかを実態調査により明らかにする。同時に、

経済学（金融論）における先行研究を踏まえた上で、法解釈あるいは立法に関する提言を行う。

3. 研究の方法

人的な協力者が確保できること、地域の実態を把握しやすかったことから、九州に焦点を当て、実務家・研究者への聞き取り調査及び金融機関へのアンケート調査を行う。

同時に、金融庁が推進する地域密着型金融の経緯と進行状況をフォローし、また金融論を中心に先行研究の内容を把握し、法律学との関連を検討する。

4. 研究成果

(1) 議論状況の確認と問題点

法律学では、物的担保（以下、担保と記す）の意義は債権回収を確実にする手段と説明され、優先弁済効力を出発点に議論が展開される。一方、経済学では物的担保

(Collateral)の機能として、①債務者の返済能力を識別して逆選択を抑制する役割、②情報の非対称性・不完備契約における債務者のモラルハザードを防ぐ役割、が言われている。近年、法律学でも担保を機能としての視点から、①優先弁済確保機能、②倒産隔離機能、③管理機能、との分析が提示されている。また、事業継続に貢献するのが良い担保として「生かす担保」、端的には「実行を前提としない担保」概念も提唱され、特に倒産時の担保の効力が論じられている。

しかし、経済学では担保毎の法制度の差異は意識されず、法律学では経済的な政策動向や視点は考慮されず、それぞれ独自に検討されている。

(2) 金融情勢・政策の経緯

1970年頃までのケインズ主義（大きな政府）から新自由主義（小さな政府）に各国がシフトし（サッチャー、レーガン、中曽根の政権時）、規制緩和・民営化・金融自由化が進行したことから、経済政策や金利の決定も市場に委ねる姿勢が強調された。

1988（昭和63）年にバーゼル銀行監督委員会が公表した「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化（いわゆるBIS基準・BIS規制）」について、日本では1992年度末から本格適用されることになっていたため、1990年に崩壊したバブル景気の直後と重なった。

1996（平成8）年10月、空洞化しつつあるとされた日本国の金融市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際市場として地位を向上させ、日本経済を再生させる狙いから、内閣府経済審議会・行動計画委員会の金融ワーキンググループが報告「わが国金融システムの活性化のために」をまとめ、同年11月に第2次橋本内閣が「金融自由化」を提唱した（金

融ビッグバン）。

1998（平成10）年6月、省庁再編において、大蔵省銀行局や証券局等の所掌事務のうち民間金融機関等の検査・監督を分離し、総理府の外局として金融監督庁が設置された。かつての護送船団方式では監視や預金者保護は徹底されていたが、バブル期の過剰融資以降の金融危機や不祥事から銀行のガバナンスが有効に機能しているが疑問視され、監査当局による、ブルーデンス（信用秩序維持）政策が次々と企画立案された。具体的には、自己資本比率規制、銀行検査やオフサイト・モニタリング（ヒアリングや報告の徴求）という事前的措置と、預金保険の発動、公的資金による資本注入、中央銀行による融資といった事後的措置である。

不良債権処理につき、メガバンクと同様の手法を地域銀行である地方銀行や信用金庫に適用した場合、銀行の体力もさることながら、債務者である地域企業の連鎖倒産をきっかけとする地域経済の崩壊を招きかねない。そこで、「地域金融機関の不良債権問題は、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって解決していくことが適当」であるとして、登場したのが「リレーションシップバンキング」という方針であった。つまり、不良債権処理や金融改革は、メガバンクは数値目標、地域金融はリレーションシップバンキングと別手法の二本立てで進行している。

(3) 地域密着型金融（旧リレーションシップバンキング）

リレーションシップバンキングとは「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」のことであり、その本質は「長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時点で経営改善に取り組むとともに、中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ること」である。これは、かつてから行われているような、単なる親密な関係に基づく取引ではなく、関係性（リレーション）を継続した場合の経済的な分析に基づいたビジネスモデルである。

以上のビジネスモデルに対しては、例えば、メガバンクによる金利競争や借り手の経営が安定して以降は関係維持が困難になるのではないかなど素朴な疑問が生じる。しかし、このビジネスモデルは、借り手の資金ニーズではなく、経営ニーズに応えるものである。つまり、①国外まで視野に入れたビジネスマッチング、②経営コンサルタント・会計のサポート（企業のパートナー）、③企業の

ライフサイクル（跡継ぎ不足や廃業時の事業承継としての M&A）等が主であり従としての貸出である。端的には中小企業と地域金融機関との win-win 関係を目指し、かつ、地域の経済活性化まで目論むビジネスモデルである。

そうすると、地域金融機関の使命は、行政とは別の形で、地域のコーディネーターを担い、個別企業を超えて地域の「面的再生」を果たす地域 CFO (chief financial officer) である。したがって、その一環としての貸出・融資あるいは担保であるから、金融円滑化法は、「返済猶予に応じた上で、その間に金融機関が借り手の経営改善し、自らが回収可能な状態にせよ」というリスケジュールとして理解されることになる。

(4) 貸出、資金調達手法の多様化

調達サイドから見た場合は直接金融が重要である。具体的には、①貸借対照表の借方のうち「資産」に当たる項目を資金化するアセットファイナンス、②貸借対照表の貸方のうち「負債」に当たる部分の資金調達方法であるデットファイナンス、③貸借対照表の貸方のうち「資本」に当たる部分の資金調達方法であるエクイティファイナンスがある。

供給サイドから見た場合は間接金融として、①財務諸表等の定量情報に基づき、一時点かつ個々の取引の採算性を重視して融資する手法のトランザクションバンキング、②企業とその経営者等に関する定性情報（ソフト情報）を用いるリレーションシップバンキングがある。

経済学における先行研究では、「大銀行は規模の経済性を生かして財務諸表や担保価値等ハードな情報を大量に処理することができるため、トランザクション貸出に比較優位を持ち、中小銀行は質的で伝達することが難しいソフト情報の収集に長けており、リレーションシップ貸出に比較優位を持つ」と指摘されている。実証研究からは、リレーションシップバンキングは、中小企業の中でも比較的規模の大きな企業や成長志向の強い優良企業で利用され、規模の小さい企業や業績の悪い企業には担保や保証に基づく貸出が使われる。また、担保・保証貸出は他の貸出手法と代替的であり、財務諸表貸出とリレーションシップ貸出は補完的な貸出技術と報告されている。リレーションシップ貸出における担保についても、実証分析に基づき、「長期的多面的な取引を行っているほど担保を差し入れる確率が増加する。さらに、メインバンクが信用金庫である場合には多面的な取引が持つ効果が増幅され、またそもそも取引の多面性とは無関係に、担保差し入れ確率が高い。」と示されている。

(5) 法的提言

既に、2008年に債権管理と担保管理を巡る法律問題研究会によって、担保の優先回収機能の他に、(1)で述べたような管理機能が示されている。しかし、法律学の検討においては、(2)(3)で述べたような経済政策や金融機関毎に指針や検査マニュアルが違うことは、意識されていない。したがって、同じ法制度を用いる担保といっても、メガバンクと地域金融機関では、その文脈が全く異なることを強く意識しなければ、実態に即した法解釈をすることはできない。また、(4)で述べた各制度はそれぞれ独立して論じられるが、資金調達という点からは、相互に有機的に関連したものとして、関係性まで視野に入れて検討しなければならない。

以上の観点から検討すると、地域金融機関の中小企業に対するビジネスモデルである地域密着型金融という実態と金融論における先行研究の貸出技術という概念から、トランザクション貸出では従来の換価処分の担保像が妥当するが、リレーションシップ貸出ではソフト情報の蓄積及び win-win の関係構築さらに地域の面的再生の手段としての担保と法的に認識・評価する必要がある。即ち、リレーションシップ貸出での譲渡担保は、処分権原ではなく事業の管理・関与権原確保のための権利譲渡である。担保の具体的な意図（機能）は、①在庫や債権管理の情報を一体的に共有するため、②取引や事業展開に積極的に関わる経営関与のため、③M&A や事業譲渡の際に事業の一体性を保全するためである。この実体的権利関係を理論的基礎とすることで、企業パートナー・地域コーディネーターとしての担保権者（地域金融機関）に対して適切な効力を導くことができる。

なお、九州の地銀・信組・信金へのアンケート調査によると、従来の担保像である「個別の物や債権を換価処分して優先弁済を確保する債権者」の対極として「事業の一体性を確保して地域経済の維持発展のため多少のロスを引き受ける債権者」という傾向が確認でき、本研究の理念型は一定程度裏付けられた。

経済学における担保の議論及び地域密着型金融の情報は、法律学の検討ではほとんど意識されていないことから、本研究の意義は大きいと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

1. 田村耕一、貸出・資金調達における担保の機能から見た実体的権利の再検討－「生かす担保」の理論的基礎のために－、熊本ロージ

ジャーナル6号、査読無、2012、掲載決定
2. 田村耕一、譲渡担保が設定された集合物が滅失し、設定者が廃業した後の譲渡担保権者による保険金請求権に対する物上代位、広島法学35巻1号、査読無、2011、pp77-89

〔学会発表〕(計0件)

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田村 耕一 (TAMURA KOICHI)
広島大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：70315216

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：